

(様式第2号)

パブリックコメント実施結果

件名 宍粟市手話言語条例(案)

担当課 宍粟市健康福祉部高年・障害福祉課

意見の募集期間 平成27年12月8日から平成28年1月6日まで

意見提出者数 1人(電子メール1人)

意見提出件数 4件

意見の概要と市の考え方

反映区分		
A	計画等に反映させるもの	0件
B	計画等に反映済みのもの	1件
C	今後の参考とするもの	0件
D	計画等に反映できないもの	2件
E	その他の感想や質問など	1件

[項目名 (施策等の案の項目別に整理すること)]

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1	<p>前文13行目「しかし、未だ手話に対する理解の広がりを感じる状況に至っていません。」と記載があるが、本当にそうか。</p> <p>社会福祉協議会では手話講座や手話サークルへの支援が行われており、旧町ごとに手話サークルが結成され活動されている。</p> <p>また、意思疎通支援事業での手話通訳の派遣、養成講座が実施されている現状を見ると「手話に対する理解の広がりを感じる状況に至っていません。」という表現は適切でないと考え、現状にあった表現に変えるとともに「さらに普及促進を図る立場で制定する」という立場を強調していただきたい。</p>	<p>今回の条例を制定するにあたり、事前に当事者団体と事務局で意見交換を行ってきました。</p> <p>意見交換を行う中で、宍粟市においても、以前より社会福祉協議会や行政などが手話に関する取り組みを行ってきましたが、当事者より自分たちの言葉が通じない中で生活をしてきた苦労や思いなどを寄せていただく中で、手話に対する理解や普及への取り組みがまだまだ十分でないとの判断に至りました。</p> <p>本条例の制定においては、当事者の思いを可能な範囲で条文に反映させていくことが重要であると考え、手話言語条例検討委員会に当事者団体から委員を委嘱し検討を行っています。</p> <p>委員会においても、宍粟市の現状として、手話に対する理解の広がりを感じ</p>	D

		る状況には至っていないと判断し、ご指摘の表現としています。	
2	第8条の「推進会議」について、推進会議委員には障がい者福祉事業を推進している公益性のある福祉団体の関係者を含めていただきたい。	市ホームページに手話言語条例検討委員会の検討状況を掲載していますが、この中で、第2回検討委員会の資料4に手話施策推進会議の委員構成（案）を添付しています。 地域福祉関係団体からも推進会議に参画いただきたいと考えており、条例制定後、調整を行っていく予定です。	B
3	附則に記載されている「手話施策推進会議」委員の日額については、高額ではないかと考えるが、如何か。	手話施策推進会議は市の附属機関として位置づけることとしており、委員報酬については、「宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」において定めており、他の特別職の委員と同等の額とすることが適当であると考えています。	E
4	全体を通して、手話言語条例が制定されることは歓迎している。 ただ、なぜ、最初に「手話」なのか。点字や要約筆記等の意思疎通のツールもあります。明石市などは「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を制定し取り組まれている。手話以外の意思疎通支援の手段をふくめた条例にすることを要望するとともに、「前文」でその旨、記載いただきたい。	ご指摘のあった点字や要約筆記などの意思疎通支援手段について、これらの言語は日本語であるのに対し、ろう者の言語は手話となります。 このため、本条例は日本語と同様に手話を1つの言語として認識し、市民1人1人が手話の理解や普及、環境づくりを推進していくために制定するものです。 その他の意思疎通支援の手段に関しても、手話同様に環境の整備を進めていく必要があり、障害者差別解消法が平成28年4月より施行されることに伴い、合理的配慮が必要な事例を整理し、意思疎通に関する必要な施策の実施について検討していきます。	D